

議案第102号

大阪市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備運営基準」という。） <u>（第9条第2項、第21条第2項及び第31条を除く。）</u>、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号） 附則第4条及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第57号） <u>附則第2条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）</u> 附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。</p>	<p>(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備運営基準」という。） <u>（第9条第2項及び第21条第2項を除く。）</u>、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号） 附則第4条及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第57号） <u>附則第2条</u>に定めるところによる。</p>

<p>ろによる。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第5条 養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第14条から第20条まで及び第22条から<u>第30条まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条</u>に係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(施設長の責務)</p> <p>第5条 養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第14条から第20条まで及び第22条から<u>第29条まで</u>に係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>(電磁的記録)</p> <p><u>第6条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(設備運営基準第31条に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。</u></p> <p><u>第7条・第8条</u> [略]</p>	<p>[新設]</p> <p><u>第6条・第7条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるの
で、この案を提出する次第である。